

# 営業時間短縮要請協力金 FAQ(第2期)

※R3.6.2 17:00時点

1. 営業時間短縮要請について		
1	第2期の営業時間短縮要請の期間は？	令和3年6月1日(火)から6月13日(日)までの13日間です。
2	営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	※第1期と同じです  【対象区域】県内全域 【対象施設】 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等 ※以下のような施設は対象外となります。 テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース、キッチンカー、自動販売機等
3	営業時間短縮要請の内容は？	※第1期と同じです  対象施設に対して午後9時までの営業時間短縮をお願いします(午前5時～午後9時までの営業)。 酒類の提供は午後8時オーダーストップをお願いします。

2. 協力金について		
(1) 申請について		
1	協力金の申請期間や申請方法、申請受付窓口等は？	申請期間は6月下旬から1カ月程度を予定しています。 申請方法は第1期同様、電子申請と郵送を予定しています。 詳細は決まり次第お知らせします。
2	第2期分(6月1日～6月13日)は、第1期(5月12日(もしくは5月14日)～5月31日)の申請と別に申請をしなければならないのですか？	別々に申請をしてください。
3	第1期と第2期でまとめて申請できないのですか？	5月31日までの第1期分の協力金をできるだけ早く事業者様へお支払いするため、第1期分は令和3年6月10日(木)～申請受付開始、第2期分については6月下旬からの申請受付開始として、分けて申請していただくこととしています。

# 営業時間短縮要請協力金 FAQ(第2期)

4	協力金の額はどのように決まりますか？	<p>1日当たり給付額×時短要請に応じた日数(店休日は除きます)</p> <p>【中小企業(売上高方式)】※売上高減少額方式の選択も可能          (1)1日当たり売上高「8万3,333円以下」 → 1日当たり給付額「2.5万円」          (2)1日当たり売上高「8万3,333円超～25万円未満」 → 1日当たり給付額「1日当たり売上高の3割※」          (3)1日当たり売上高「25万円以上」 → 1日当たり給付額「7.5万円」          ●1日当たり売上高…令和元年または2年の飲食部門6月売上高÷30日</p> <p>【大企業(売上高減少額方式)】          1日当たりの売上高減少額の4割          上限額:「20万円」または「1日当たり売上高の3割※」のいずれか低い額          ●1日当たりの売上高減少額…(令和元年または2年の飲食部門6月売上高一令和3年の飲食部門6月売上高)÷30日</p> <p>※1千円未満切り上げ</p>
5	昨年(令和2年)7月以降にオープンした店舗の売上高は、1日当たりの売上高をどのように考えれば良いですか？	<p>【新規開店特例】※第2期の場合</p> <p>①令和2年7月1日から第1期の時短要請開始日前日までの間に開店した場合          開店日から第1期の時短要請開始日前日までの売上高÷開店日から第1期の時短要請開始日前日までの日数(土日祝日、店休日含む)</p> <p>②第1期の時短要請開始日から令和3年5月31日までの間に開店した場合          第1期の時短要請開始日から令和3年5月31日までの売上高÷第1期の時短要請開始日から令和3年5月31日までの日数(土日祝日、店休日含む)</p>
6	協力金の申請に必要な書類はどのようなものがありますか？	<p>第1期同様、下記5つをご提出いただく予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.大分県営業時間短縮要請協力金申請書※電子申請の場合は不要</li> <li>2.代表者本人確認書類の写し</li> <li>3.営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等</li> <li>4.通帳等の写し</li> <li>5.確定申告書、売上台帳の写し※下限額の2.5万円申請の場合は提出不要</li> </ol>
7	6月1日からやむを得ない理由で要請に応じることができない時、どうすれば良いですか？	<p>6月1日から協力いただくことが必要です(要請期間の全期間で店休日を除き営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ対象になるので、部分的に要請に応じなかった場合は対象となりません)。          ただし、仕入れの都合(生もの等を既に仕入れている等)、お客様のキャンセル連絡が間に合わない等のやむを得ない理由がある場合は、個別にご相談ください。</p>

# 営業時間短縮要請協力金 FAQ(第2期)

8	チラシは、第2期(6月1日～6月13日)の期間を記載したものを掲示しなければならないのですか？	第2期の期間を記載したものを掲示してください。チラシの様式例は県庁ホームページに掲載しますのでご利用ください(手書きでも構いません)。
<b>(2) 支給対象となる営業日・営業時間について</b>		
1	第1期は時短営業していませんでしたが、第2期は時短営業する予定です。その場合、第2期分の協力金は支給されますか？	第2期の6月1日からご協力いただける場合は、支給対象になります。
<b>(3) その他</b>		
1	協力金はいつごろ支給されますか？	書類に不備などがない場合、申請受付から2週間程度でお支払いする予定です。ただし、申請受付開始当初は、件数が集中するため、時期が下がる場合があります。あらかじめご了承ください。添付書類の省略などにより手続をできる限り簡略化し、早期にお支払いできるよう努めます。
<b>3. その他</b>		
1	営業時間を短縮しているかどうか、調査は実施しますか？	第2期についても、営業実態の確認のため、要請期間中に見回り活動を実施します。交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給等が発覚した場合は、協力金の返還や協力金と同額の違約金を請求する場合があります。